

大阪市小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（別紙）

受診者氏名

小児慢性特定疾病医療費の支給開始日にかかる申し立て

令和5年10月1日以降、小児慢性特定疾病医療費の支給開始日について、疾病の状態の程度を満たしていることを診断した日まで遡って申請することが可能となりましたので、医療意見書（※）に記載されている診断年月日など、小児慢性特定疾病医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日を記入してください。
ただし、申請日からの遡りの期間は**原則 1 か月**とし、診断年月日から 1 か月以内に申請を行わなかったことについてやむを得ない理由があるときは最長 3 か月となります。また、**令和5年10月1日より前には遡れません**。
※令和 5 年10月 1 日に医療意見書の様式が変更され、診断年月日欄が追加されました。ご不明の場合は、医師にご確認ください。

小児慢性特定疾病医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日	申請日から 1 か月以上（最長 3 か月まで）遡る場合（左記の欄が申請日から 1 か月以上前の年月日となっている場合）、該当する理由に☑してください
年 月 日	☐ 医療意見書の受領に時間を要したため ☐ 症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため ☐ 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため ☐ その他

ただし、支給開始日については、診断年月日や遡りが可能な期間を考慮して決定されます。記載した日付とならない場合もありますので、予めご了承ください。